

PR広告



「指を傷つけない」
「ポケットに引っかからない」

エクセレント
EXケース

安全性を高めた、 新しい印章ケース登場

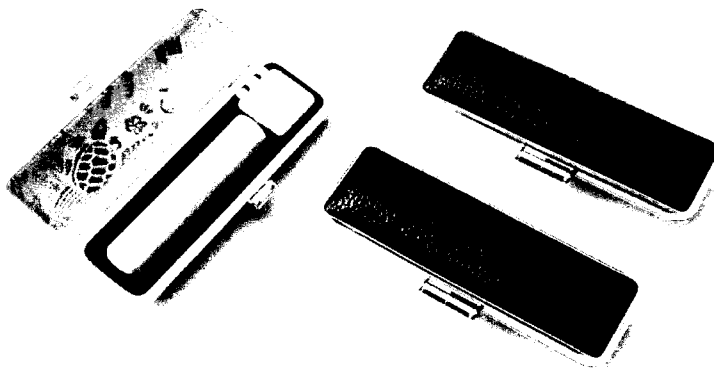
印章ケースにまつわるトラブルやクレームを寄せる消費者は少なくない。口金がゆるい、開きにくい、ケースの上下が分かりにくく誤って印材を落としてしまう……など様々。

そしてトラブルの中でも特にやっかいなのが、蝶番の背パイプだろう。パイプの端が円筒のまま露出しているため、衣服のポケットやカバンに引っかかったり指を傷つけてしまうことがある。

この解決策として、例えばパイプの両端を溶接して丸みを作る方法が考えられる。しかし印章ケースの蝶番は小さいため、見栄え良く溶接するのは難しい。技術力だけでなく製造コストの負担も大きく、ケースメーカーはこの問題に長年悩まされてきた。

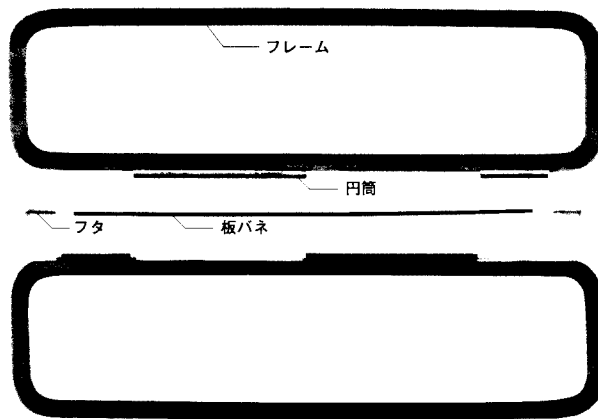
しかし最近になって蝶番のトラブルを解消した印章ケースが各メーカーから発売。安全性を高めたケースが増えている。

ここで紹介する「EX（エクセレント）ケース」もその一つ。背パイプ部の両端が丸みを帯びているので、物に引っかかったり傷つける心配がない。開発したのはケースメーカーの(有)機達（山梨県西八代郡）。



同社の加藤常男社長は開発経緯について、「印章ケースへの消費者の苦情は当社の耳にも届いており、何とかしたいと考えていました。」

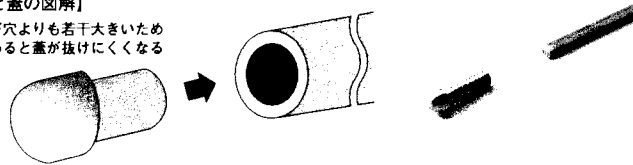
PL法の気運が高まっている中、メーカーとしても安心して使えるケースを作れたかった」と話す。開発は困難を極めた。アイデア



② 写真①はモミ革のEXケース（印材は除く）。写真②は背パイプに使われる部品。フレーム（2ヶ）と板バネとフタ（2ヶ）。フレームに付いた円筒に板バネを通して、圧入でフタを固定させる。

【背パイプと蓋の図解】

…蓋の内径が穴よりも若干大きいため一度押し込めると蓋が抜けにくくなる



アを形にしては「出来映えがよくない」「仕上がりにバラツキがある」と幾多の失敗を繰り返して、約2年の歳月を経て、EXケースが完成した。このケースの特徴は背パイプ用の「フタ」を取り付けたこと。フタは円柱と半球を組み合わせたパーツで、それを背パイプの穴に押し込める。こうすることでパイプの出っ張りを抑えることができる。

接着剤がいらない？ 圧入法でフタを固定

実はこのアイデア、土木作業などで使う足場の鉄パイプがヒントになった。

「工事現場を見たとき、土木作業員の怪我を防ぐため、パイプの両端にゴムのキャップが付いていた。これはケース作りに応用できるのでは……と思いましたが」（加藤社長）。

フタの取り付けは圧入法を採用した。圧入法とは、外径よりも小さい内径に加圧挿入する結合方法。EXケースの場合、フタの円柱部の外径は、パイプ穴の内径よりも若干大きく作られており、これを特殊な機械で圧を加えながら真っ直ぐ押し込め

ていく。接着剤を使わなくてもしっかり固定でき、振動などでフタが外れることもない。

現在EXケースは、モミ革に加えて「ワニ」「トカゲ」「オーストリッチ」などの高級皮革を採用した動物シリーズを用意している。

高級ケースに「安全」という付加価値がプラスされたので、よりお客に提案しやすくなった。従来のケースと比べて何が新しくなったのか、EXケースの構造を写真やイラストなどで紹介するのもいいだろう。

進化した印章ケース、一度手にとってその安全性を確かめてみては？

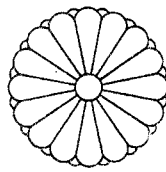
【EXケースの問い合わせ】

(有)機達

〒409-3244 山梨県西八代郡 市川三郷町宮原576

☎ 0556 (32) 2454

FAX 0556 (32) 3765



実用新案登録証

(CERTIFICATE OF UTILITY MODEL REGISTRATION)

登録第 3 1 5 5 4 6 5 号

(REGISTRATION NUMBER)

考案の名称(TITLE OF THE DEVICE)

印章ケースの枠体および印章ケース

実用新案権者(OWNER OF THE UTILITY MODEL RIGHT)

山梨県西八代郡市川三郷町宮原 5 7 6

有限会社機達

考案者(CREATOR OF DEVICE)

加藤 常男

出願番号(APPLICATION NUMBER)

実願 2 0 0 9 - 0 0 6 5 6 9

出願年月日(FILING DATE)

平成 2 1 年 8 月 2 4 日 (August 24, 2009)

この考案は、登録するものと確定し、実用新案原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE UTILITY MODEL IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成 2 1 年 1 0 月 2 8 日 (October 28, 2009)

特許庁長官(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

細野 哲弘

